

## 【検討テーマ 1】中間検証に当たっての主な論点に関する意見書

司法書士 川口純一

## 〈総論〉

① 中核機関整備及び市町村計画策定の進捗状況をどう評価するか。また、今後、KPI の達成に向け、どのような方策が考えられるか。(国による支援、都道府県による広域的な体制整備の役割等)

市町村利用促進基本計画は各地での地域福祉計画と一体として推進する自治体が多いと考えられる中、地域福祉計画年度の関係で最終年度の令和 3 年度に基本計画策定という自治体も出てくる。また、中核機関整備というが中核機関は一部の機能から開始して機能を追加してもよいので整備済み、と評価される中でもその整備の程度はまちまちである。

中核機関整備の評価については次のような段階的評価をすべきではないであろうか。

## 1. 中核機関設置、市町村基本計画策定

これはまず中核機関を設置したかどうか、市町村基本計画を策定したかどうか、である。国の基本計画の中でも地域福祉計画と連携して市町村基本計画を定めることを認めており、地域基本計画の策定年度も地域ごとにまちまちであるため、中間年度で検証しても多くの自治体で未だ設置・策定できていない結果が生じることもやむを得ない。

但し将来的にはそれでは不十分なのは促進法基本計画の趣旨を考えれば理解できるところである。たとえば中核機関設置済みの 139 自治体の内容の検証が必要である。現在の利用支援事業の助成率が 80%を超えていると報告され、全国的に対応できていると誤信されかねないような数値を出しての検証方法は避けるべきである。利用支援事業を行っている自治体割合は多いものの、実際には市長申立てに限るなど事件数などその中身においては極めて限定的にしか対応できていないことが表面化しないというようなことにもなる。

「小さく生んで大きく育てる」との考え方で行くと、小さくても設置済、と認定するのであればそれはやむを得ないが今後の機能追加にも目を向けるべきである。

## 2. 中核機関における各機能の整備状況

中核機関においては①広報②相談③利用促進④後見人支援と 4 つの機能を必要とし、中核機関の整備を段階的・計画的に進めるとしたため、厚労省の「小さく生んで大きく育てる」との考え方を理解して調査に回答された自治体や、意識の高い自治体においては 4 つの機能を持った時点で中核機関の整備が出来たと考え未整備と調査に回答されたため、139 の整備済みの中核機関の内容が様々になっている。そのため、少なくとも①広報②相談機能が出

来ていなければ対応の難しい「権利擁護センター」の整備状況や「首長申立」の状況を掲載し、実質的な中核機関という事としたいとしているようだが、本来の考え方に沿って次のように考えるべきである。

中核機関の整備状況を例えば次のように段階的に考えることによって、自治体等にとって調査に回答しやすくするとともに、「権利擁護センター」「首長申立」と言った調査を入れて分かりにくい報告になることを避けるべきである。

中核機関 1・・・①広報②相談この整備済

中核機関 2・・・中核機関 1 に加え③利用促進機能整備済み

中核機関 3・・・中核機関 1 に加え③利用促進機能の一部及び④後見人支援機能整備済み

中核機関 4・・・中核機関 1 に加え③利用促進機能整備済み④後見人支援機能一部整備済み

中核機関 5・・・①広報②相談③利用促進④後見人支援の各機能整備済み

### 3. 各機能の充実度合い

更に進んで、国も中核機関が整備できた後、既存の組織を利用して不足する機能を今後補完していく形も認めている。したがって、中核機関は一応整備できたものの一部機能だけしか無いままの場合もありうる。これについては4つの機能ごとに数値目標を各中核機関は掲げるべきであろうと考える。

基本計画の策定においては、まず、成年後見制度の利用が十分になされていない原因・要因の分析、その前提となる実態調査を行い、その分析に基づいてそれぞれの機能で不足している点の補完を重点に基本計画の中で求められる4つの機能についての対応を検討されるものとする。その検討過程で目標設定を行い、その指標に基づき具体的な方策を策定することとなる。進捗状況の評価についてはその地域における認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者のうち、それぞれ制度利用が必要だと想定される人口等から促進計画開始後のそれらの数値が如何に改善されたかを評価することとなると考える。どこに住んでいても必要な支援を受けることができる、ということはこういうことではないか。

本気で取り組んでいる自治体があるのであれば、すでに機能ごとに数値目標をもって取り組んでいるのであろうから、その目標設定方法を各自治体から吸い上げ、その中心となる設定方法を採用すればよいと考える。

たとえば、次のようなものが考えられるのではないか。

#### (1) 広報機能

- ・ 広告媒体（チラシ、パンフレット等）の配布数、割合
- ・ 相談件数、市町村申立て数、制度利用者数の増加あるいはあるべき数値の達成
- ・ 成年後見制度に対するイメージの改善
- ・ HP等広報媒体の拡大
- ・ 保佐・補助に対する認知度改善

## (2) 相談機能

- ・相談マニュアルの策定
- ・相談支援窓口の増加、窓口認知度合の改善
- ・相談支援窓口職員の研修による相談対応能力改善
- ・専門相談数の増加
- ・市町村申立て数、制度利用者数の増加あるいはあるべき数値の達成
- ・これまで途中で放置された、最初から対応できていなかった相談の継続支援への移行数、割合

## (3) 制度利用支援機能

- ・日常生活利用支援事業からの制度利用への移行数、割合
- ・市民後見人の養成数の増加、割合
- ・市民後見人バンク登録者数の増加、割合
- ・市民後見人選任件数の増加、割合
- ・マッチング機能の有無、方法

## (4) 親族後見人支援機能

- ・親族後見人に対する支援（支援数、相談内容等）  
（親族後見人の存在を把握することが困難であるため、市民後見人の支援まで含めるとすると（3）に通じる）

## 4. 国、都道府県の数値管理とその公表

今後については国、都道府県の動きは財政面での支援を含めて依然として重大である。地域による格差をなくし、国、都道府県、市町村の役割・責任を明確にし、それぞれの中での具体的な数値目標（目標達成のための財源の裏付け、その確保の方策等財源に関する方策、あわせて目標達成の時期の明確にする）を設定すべきである。計画期間の半分が経過しようとしている中、見直しともに、残りの期間で達成できるような具体策の策定が必要であろう。それに加え、上記2. 3. で設定した①中核機関の整備状況②中核機関の機能整備状況③中核機関の各機能の充実状況を調査し公表すべきである。

財政面でも国からの予算ベースでは内数ながらも公表されているが、その利用結果の公表が無い場合、内数がどれだけのものかが分からない。都道府県別、市町村別の利用結果の統計を公表すべきと考える。

## 5. 都道府県の域内市町村の支援

山間部、島嶼等の中小の自治体においては、専門職の支援も薄く、社協等公費投入による法人後見（以下「法人後見」）、市民後見人の養成の実施等もコスト的に厳しい状況にある中、広域・連合による実施を進めることも重要であるが、都道府県・都道府県社協等による「市民後見人養成・支援」「法人後見実施職員等の養成」等による関与を積極的に推し進めるよ

うにすることが国として重要と考える。

**②（１）地域連携ネットワークの更なる構築に向け、家庭裁判所や専門職団体、各種団体・機関との連携について、どのような方策が考えられるか。**

現在の成年後見制度利用促進に関する取組みについて評価するなら、地域連携ネットワークの構築に向け主体的に取り組む必要がある都道府県・三士会・家庭裁判所のそれぞれが、それぞれの立場から取組みをおこなっていると評価できるものの（但し、三士会間の足並みが揃っていない・温度差がある等は否めない）、それが連携した取組みとは言い難く、お互いに連携を図り一体的に取り組んでいると評価することは難しいのではないかとと思われる。

三士会は民間団体の集まりであり、国の施策でもある成年後見制度利用促進（中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築）という目的に対して行政に働きかけを行うにしても、容易に行政に受け入れてもらうことは困難である。また、家庭裁判所は司法機関であり前面に出て（主導していく立場で）取組みを行うことは困難である。都道府県は、成年後見制度を支え・支援するための体制や枠組みを構築することはできても、成年後見制度の運用自体や成年後見の実務を直接的に担う存在ではない。

このように、主体的に取り組む必要がある三者自体に長所・短所があることを自覚し、その長所を活かし短所を補うためには、まずは都道府県と三士会・家庭裁判所といったレベルでの連携不足を解消し、今後の取組みの在り方を検討する必要があるところ、現状においてはそれが不足していると思われる。

まずは、都道府県が主導して、都道府県と三士会・家庭裁判所といったレベルで、今後の連携の仕方や今後の取組み方法（つまり、成年後見制度の利用促進に向けた「在り方」）を話し合う機会を確保していくことが必要である。また同時に、国においては、都道府県を指導する立場から、都道府県に対し三士会・家庭裁判所といったレベルでの連携の重要性や協議できる機会の確保に向けた働きかけが必要である。

なお、国が都道府県に対する働きかけを行う際に、また都道府県と三士会・家庭裁判所が今後の「在り方」を検討する際に、単に理念だけを伝えるのではなく具体的な実践例を伝えることが必要であり、都道府県と三士会・家庭裁判所が一体的に取り組んでいる自治体の取組事例の収集も必要であると思われる。

**（２）各地域の特性に応じ、法テラスや三士会以外の士業団体、消費生活センター等多様な主体との連携推進が考えられないか。**

地域連携ネットワークの役割の一つとして、地域における権利擁護支援の必要性がある方の発見・支援が掲げられている。

総論的には、地域においては、民生委員や老人クラブ等の公的団体だけでなく、行政と協働して高齢者や障害者の趣味や生きがいを支援するための活動を行う団体等も複数あり、他士業団体においても高齢者・障害者のための取組みを行っている団体もあるため、それら

の団体とも連携を進め・深めていくことが地域連携ネットワークの充実に繋がっていくと思われる。

一方、現段階において、地域連携ネットワークを構成している団体間においても温度差や理解度に差があると思われるため、まずは広く多様な主体との連携推進を図る前の段階として、既存の構成団体との連携を深化していく方に力点を置く必要があると思われる。

#### 総論④ 市町村長申立を適切に実施していく観点から、どのような方策が考えられるか。 (市町村の体制整備、虐待対応の場合の親族調査の在り方等)

##### 1. 市町村長申立の手続きの明確化とその理解の徹底

###### (1) 平成17年7月29日通知の意味と理解の徹底

成年後見制度は本人のための制度であり、その申立てを躊躇してはならない。

行政関係者の中には、申立てを躊躇している親族を差し置いて市町村長申立を行うことに躊躇する場合があるが、本人の保護のための制度であるので必要な場合は躊躇することなく申立てをするように指導徹底すべきである。ややもすると、後から親族が申し立てるつもりであったとか、親族が後見人等になるつもりだったというような申告を恐れて、躊躇している場合があるが、必要な申立ては本人のためにすれば良いのであって親族が申立てをしようとしているのであれば猶更である。また後見人等の選任は今後さらに柔軟な対応が予定されているので、適切な親族であれば選任も可能であるし交代も可能であるので、躊躇せず申立てをするように指導徹底すべきである。

特に平成17年7月29日通知の「市町村長申立ての手續の例示」と「別紙1」「別紙2」の意味を理解していないで、明らかでない3親等、4親等の申立意思を確認する等の手続きや、申立てを言うと行って長期間申立てを行わない3親等、4親等の親族に振り回されると言った手続きは問題である。

###### (2) 虐待事案等の例外手続きの徹底

虐待事案等本人にとって緊急性のある事案に対しては、成年後見制度の利用につなげることを第1儀的に考え、2親等内の親族の調査も必要なく市町村長申立に踏み切るよう指導徹底すべきである。経済的虐待が疑われる中、親族調査に時間がかかっている間に親族が住所を他の市町村に移してしまい、市町村は連絡だけに移った市町村にして安堵していることがあったが、本人がどのようなになったのか、移った市町村はまた手続きを一からやり直しているというような不経済もあった。

また、行政、家庭裁判所において緊急性のある虐待事案ほど利害関係者がいるので申立て、審判等共に躊躇があり時間がかかる傾向がある。中核機関の整備により、行政と家庭裁判所の情報共有を密にし、保全処分の迅速な利用決定等を図り、本人の保護を図るべきである。

###### (3) 平成17年7月29日通知の意味と理解の徹底のため、「市町村長申立ての手續の例示」

と「別紙1」「別紙2」を日本弁護士連合会、日本社会福祉士会、日本司法書士連合会、(公社) 成年後見センター・リーガルサポートの間で協議した、日本弁護士連合会提案の「別紙」変更例を確認し、各行政に対しその意味と理解の徹底をすべきである。

## 2. 市町村長申立における後見人等候補者の養成

- (1) 市町村長申立における事案は、虐待等困難事案である場合が多い。その後見人等の受け皿が無いために、申立を躊躇することがあってはならない。専門職後見人等との連携を中核機関中心に整備する必要がある。専門職団体も虐待等困難事案についての研修を強化し中核機関の要請にこたえる体制をとる必要がある。
- (2) 市町村長申立における事案の中には、困難事案ではないが財産・収入の少ない案件も多くある。また、困難案件でも、解決の先が見えていて専門職後見人がいつまでも就任する必要のない案件もある。このような案件は市民後見人を養成することによりその受け皿を整備する必要がある

## 3. 各場面での方策の提案

### (1) ニーズ発見

市町村長申立に限ったことではないが、成年後見制度の周知が足りないことにより、制度利用が必要な者が制度利用をできていないのは周知の事実のとおりである。特に市町村長申立が必要となる事件については、本人が独居で高齢である、精神疾患があり引き籠っている、親族等が疎遠、近所付き合いもしていない等、法的サービス、介護・福祉サービスを自発的に求めることができない方もおり、そのニーズの発見に時間を要する場面も多い。そのため、ニーズの発見者として想定される事業者等に制度周知を行うことは非常に重要となる。

想定される事業者等は社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、福祉サービス提供事業者、介護サービス提供事業所、中核地域生活支援センター、障害者虐待防止センター、指定相談支援事業所、精神保健福祉センター、医療機関、保健関連機関、当事者団体、民生委員、警察、金融機関、親族、認知症サポーター近隣住人、知人等が考えられる。社会福祉協議会、地域包括支援センター等であれば成年後見制度についての情報があるが、民生委員、介護・福祉サービス提供事業所、近隣住民等普段から成年後見制度に触れていない者がニーズの発見ができる様、制度周知を行うことが重要と考える。また、介護事業者(ケアマネジャー、ヘルパー等)が、事実上本人の通帳等を預かり、通常の買い物同行時の金銭管理支援等の範囲を超えて金銭管理を行い、結果横領等不正行為に繋がっている事例も散見される。成年後見制度の利用によりこのような事例の予防にも繋がる。

具体的には、当法人も開催している一般向けセミナー、パンフレットの配布等が考えられる。

## (2) 検討会議、調査

市町村でニーズが発見されると、地域ケア会議等で成年後見制度の利用が必要か検討される。ここから先の場面でまず必要になるのは、市町村における申立に係る要綱である。要綱がない、前例がない、等市町村が申立に後ろ向きな姿勢とならない様に都道府県は市町村の体制整備を支援されたい。

要綱の整備とともに、職員等人的要員の確保も重要となる。要綱が整備されれば、手続きが「見える化」され、ニーズの発見により具体的件数等が把握されれば必要な人員も導き出されることとなろう。

ニーズ発見、調査の段階で虐待等迅速な申立を要する事情が判明した場合については後述する。

検討会議においては、関係者が集まり、本人に後見制度の利用が必要か検討する。ニーズの発見者だけではなく、後見等開始後、本人および後見人等を支援するチーム形成に向けて、将来を見据えたメンバーによる会議ができるように要綱等が整備され、また人的ネットワークが形成されていることが望ましい。地域包括ケアシステムによる人的ネットワークを利用することがチーム形成の一助となると考える。また、この段階で専門職を入れることにより、成年後見制度利用の要否について迅速な判断が可能となると思われる。

調査の対象は主として本人、親族である。本人調査の際は診断書・本人情報シートによる後見制度利用の可否、生活状況、財産状況の調査等を行うこととなる。親族調査は申立をすることができる親族を調査し、その申立についての意向を確認する。多数の戸籍謄本等を取得する必要がある、場合によっては数か月かかる等膨大な時間を要する。

「親族調査を行う理由は、4 親等内の親族が成年後見制度の申立権者とされているためです。4 親等内の親族に申立ての意思を確認し、市町村長以外の申立て者がいないことを確認する必要があります。」というような書き振りのマニュアルがあるが、4 親等内の親族を調査することが原則となっているような書きぶりにも読める。実際平成 17 年 7 月 29 日付け通知の周知が徹底されておらず、4 親等内の親族をすべて調査し、そのために膨大な時間を要することにより申立までに時間を要することがあると当法人の会員からも情報提供がある。市町村長申立を行う場合のわかりやすい事例を加味して、本通知の再度の周知が必要である。

財産調査についても、市町村は金融機関等に照会書を送付し財産の調査を行うが、全ての財産の把握は困難であることから、容易に調査可能な範囲でのみ調査をすれば足りることとし、過度な調査により時間を浪費することとならない様に要綱が整備されていることが必要である。

また、体制整備にあたる予算について、国は都道府県を、都道府県は市町村を、財政的に支援されたい。

## (3) 申立の決定

申立の決定にも意思決定機関が必要になる。中核機関に機能を設置することが望ましい。また、区市町村申立の決定過程において、専門職をメンバーに入れることによって公正・迅速な意思決定が期待できるため、専門職を利用されたい。申立決定の場面で、後見等開始後の支援も含めた検討がなされることが望ましい。

前述したが、これらを迅速に進め、また行政による過度な介入とならない様公正に市町村長申立を実施していくためにも、要綱の整備が肝要である。

#### ☆ 虐待等迅速な申立てを要する事情が発見された場合等の調査、申立の決定

ニーズ発見や本人調査の場合において虐待が発見される場合がある。身体的虐待の場合には後見等の利用よりも先ず本人の安全を確保する必要がある場合も多く、やむを得ない措置により特別養護老人ホーム等に入所させ、落ち着いた状況となってから後見制度利用を検討する場合もある。経済的虐待においては養護者からの虐待を1日でも早く止めさせ、本人の財産を確保しなければいけない場合もある。

いずれにしても、虐待が発見された場合には、早期の制度利用を行う必要がある。特に親族調査は戸籍謄本の取得で、市町村役所間で公用請求を1往復するだけで1~2週間程度の時間を要する。迅速な申立てを要する虐待事件については、虐待者が親族にあたる場合のその虐待者本人の意向調査を不要とすることは勿論、他の親族についても本人の本籍地や申立を行う市町村で容易に調査可能な範囲でのみ調査すればよいとの取扱いとし、親族の意向確認よりも本人の保護を優先することが望ましいと考える。

また、市町村における虐待の認定には、会議等一定の手続を要するため1か月程度の時間を要する。これを待って虐待案件として当該事件の取り扱いを始め、その後申立の検討を行っているとならば時間を要することとなり、本人の保護に却って資さないことが考えられる。虐待が発見されたり、その疑いがあったりするケースや、虐待ではなくとも迅速な申立てが必要となるケースにおいては、虐待の認定と並行して、後見制度の利用を検討し親族調査が完了しない場合の申立も検討する様周知されたい。

#### (4) 後見人等候補者のマッチング

市町村長申立が必要な事件については、本人に親族が全くいない場合や関わり拒否の場合も多い。本人の第一義的代弁者となるのが成年後見人等のみであることとなる場合も多い。本人との良好な関係性形成のためにも、申立段階でマッチングが行われていることが望ましい。市町村長申立に限らず、中核機関のマッチング機能の整備の必要性がある。後見人等候補者を専門職とするか、市民後見人等とするか、申立の決定に伴い検討されるのでその受け皿の体制整備をする。

#### (5) 申立

申立には申立書の作成および付属書類の収集が必要となる。後見等開始の審判申立書



の作成については専門的知識も要する。千葉県のマニュアルには申立書の作成例が載せられており、職員が利用しやすいものとなっている。

申立書類の作成について、市町村等職員向けに研修を行う、マニュアルに盛り込む等して申立書作成がスムーズに進むように体制整備をされたい。なお、申立書の作成、前述の親族調査を司法書士等専門家に外注することにより手続きの迅速化が可能となると思われる。

## (6) 審理

審理段階で調査官等による調査が行われる場合には、市町村の担当者が同席し、申立書に書ききれない本人の情報を適切に調査官に伝えることが考えられる。そのためにも本人情報シートは積極的に活用されていくべきである。

関係者の少ない事件の場合には、最も情報を多く持つのが市町村である場合も多いため、本人情報シートの作成についても市町村が積極的となる様、セミナー等により作成方法、利用方法等の周知を行うことが必要である。

このように情報共有するとともに、共有情報を基に保全処分を迅速に対応できるよう協議することが必要である。

## (7) 審判確定後

審判確定後は、中核機関と各部署が連携し、本人、後見人を支援することが望まれる。特に市町村長申立の事件については、本人に関係者が少なく、本人を支援するチームの構築を後見人等が中心となって行わなければいけないことも少なくない。

居宅介護支援事業所、指定相談支援事業所、地域包括支援センター等適切な相談機関等に繋げ、チーム構築がしやすくなるよう、市町村内の事業者の情報提供や連絡、調整等が適切に行われるよう支援できる人的整備を行われたい。

## まとめ

少子高齢化がますます進む中、申立を行うべき親族がいない、いても疎遠である等の理由により、市町村長申立のニーズはますます高まる。適正な市町村長申立が行われるには、要綱の整備が望まれるが、まずはその根拠である「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」との規定の正しい理解がされることが前提である。平成17年通知ではあらかじめ2親等の以内の親族の有無を確認するとされていることから、必ず2親等以内の親族調査をすることが必要であると理解されている市町村が多いのではないかと。それでは現場の多様な事案に適正に対応することは困難である。当法人のアンケート調査からも事例が挙がっているが、親族調査を不要とする事例、2親等内の親族がいても市町村長申立を検討する事例等現場が判断に困らないような事例集を提供してもらい、本人の保護を図るために必要である場合には、積極的に市町村長申立てを利用すべきであると

いう正しい情報を市町村が持ち、要綱が整備されることにより適正な体制が整備されるものとする。

ただ、それには都道府県の手引き等作成による支援は不可欠である。また、虐待の対応時には迅速な対応が求められる場合が多いところ、親族調査に時間を要するのでは本人の保護とならない場合も多い。制度が適切に利用されるよう、調査に要する時間と申立による本人保護とのバランスを地域の実情に応じて協議会等にて検討しておくことが、適切な市町村長申立の利用に繋がると考える。ネットワーク構築については、地域包括ケアシステム等既存のネットワークに後見人等を加えることにより構築が容易になると思われる。市町村長申立の適切な実施には社会的ニーズが高く、上記のような具体的方策を実施していく必要がある。

#### ⑤日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携について、どのように考えるか。

日常生活自立支援事業は、法的に行為能力を奪う可能性のある成年後見制度に比して自己決定を尊重し、意思決定支援によるものなので、推進すべきとの考え方があるが、補助による成年後見制度の利用であれば同様の事が出来る。

しかし、日常生活自立支援事業は2つの点で優れている。①法的に行為能力を奪う可能性がないので、利用者が受け入れやすい。②利用料が明確で低廉である。

ただ、優れた点が問題点にもなっている。上記①の反面判断能力が低下して様々な権利侵害に遭っていても対応が難しい。上記②により予算の関係（生活支援員の不足等）から受入数に枠を設けざるを得ず、広がりをおこなうことは期待できない。

そのため、都道府県、市町村において日常生活自立支援事業の予算の増加を期待するとともに、まずは日常生活自立支援事業の利用から要支援者への支援を始め、その後成年後見制度の利用が必要となった場合にスムーズに移行できるようなシステムを構築する必要がある。そのことにより、限られた財源を有効利用する必要がある。そのためには、中核機関において日常生活自立支援事業と成年後見制度の理解を深めて行く必要がある。

加えて次のことをお願いしたい。

日常生活自立支援事業の内容は成年後見制度においても行い得るが、日常生活自立支援事業では、本人と生活支援員と一緒に銀行に行って預金を払い戻したり、郵便物を一緒に確認して支払の必要なものがあればその手続きを手伝ったり等、本人の日常生活における困りごとを手伝うので、今まで自分の財産を自分で管理していたが少し判断能力が低下してきた方には日常生活自立支援事業の方が受け入れやすい。

ただ、同程度の判断能力の方の場合でも、遺産分割の協議や高齢者施設、障害者施設との入所契約、生活費に充てるために不動産を処分するなど法律行為が必要になったときには、成年後見制度の利用を検討することになる。また、何度も同じものを購入したりや、

消費者被害を何度も受けている方など同意権・取消権が必要である場合など保護の必要性が高い場合にも、成年後見制度の利用が必要といえる。

日常生活自立支援事業と成年後見制度のどちらの制度を利用するかの振り分けを行うには、両方の制度のメリット・デメリットと本人の状態・状況、本人の思いを聞いて判断することになる。

日常生活自立支援事業から成年後見制度の利用への移行の判断も、本人の思いと必要性を本人と支援者で考えていくことになる。日常生活自立支援事業では、福祉サービスの利用援助を通じて本人支援のチーム形成を図ることができ、成年後見制度利用へスムーズな移行が望める。

成年後見制度を利用して、例えば課題であった遺産分割や施設入所が解消されると生活支援が残る。このときに日常生活自立支援事業を使うということも考えることができる。また、本人の生活している場所と成年後見人の生活の場が遠方である場合にも、日常生活自立支援事業を利用して、成年後見人等の不足を補うことができる。

このように日常生活自立支援事業は、成年後見制度の入り口となったり、成年後見制度と併用したりすることができ、両制度間で連携をとることが重要である。

そのためには、現状では、次の問題点があると考ええる。

- ① 日常生活自立支援事業と成年後見制度の振り分けや成年後見制度への移行が必要になったときの判断をする仕組みがない。
- ② 日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用を認めない運用も多い。成年後見制度を利用した段階で日常生活自立支援事業は契約解除となることが多い。
- ③ 地域によって、日常生活自立支援事業の実施状況に差がある。生活支援員の不足もよく聞く。
- ④ 必要なときに日常生活自立支援事業から成年後見制度へつなぐという発想がない担当者もいる。